

令和2年4月9日

保護者様

岡山県立岡山一宮高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る出席の取り扱いについて

平素から、本校の教育活動に関しまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る出席の取り扱いについて、県教育委員会の通知等を踏まえ、次のようにいたします。症状等が発生した場合は、担任への連絡をよろしくお願いいたします。

学校においても新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでおります。先日、「新学期からの集団感染防止のための協力のお願いについて」で、毎朝の健康観察等をお願いしたところです。ご家庭でもご協力よろしくお願いいたします。

記

- 1 「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安
 - ① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - ② 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ③ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

- 2 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくても良いと認めた日」とする目安
 - (1) 次の①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくても良いと認めた日」として取り扱う。
 - ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり、保健所の健康観察の対象となった場合等
 - ③ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (2) 上記(1)の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくても良いと認めた日とする」とすることができる。

なお、そのような場合には担任と相談の上、別紙様式（裏面）の「家庭学習願」（本校ホームページからダウンロードできます。）を提出する。